

2017

# 図解建築法規



図表による建築基準法の解説書!

編集 国土交通省住宅局建築指導課

## 今年版の特色

定期報告制度の見直し、伝統的工法の利用促進や防火・避難関係等の各種規制の合理化等が行われた平成28年6月1日施行の建築基準法施行令の改正を主として、同法施行規則及び関係告示等について所要の補正を行った最新版です。

## 図表によるわかりやすい解説

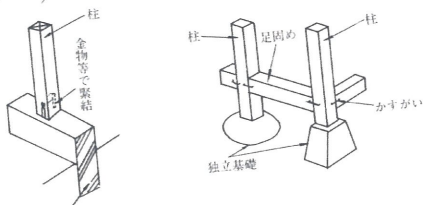
建築法規の基礎知識から建築物の設計、工事着工、完了、維持管理にいたるすべての事項について、関連項目が一目でわかるよう、図や表を用いてわかりやすく解説した、建築法規のマニュアルです。

A5判・総頁1,184頁  
本体価格 3,200円+税 送料実費

組見本  
[A5判縮小]

42 第2章 建築物の安全性を確保するための技術的基準

図表 13  
(柱を基礎に緊結した場合)

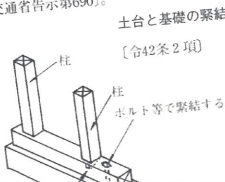


土台を設けない場合  
〔合42条1項〕 (平家建で足固めを用いた場合。) (ただし「軟弱地盤区域」を除く。)

基礎「軟弱地盤区域」では、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎

※このほか、柱と基礎とをばねでつなぎその他の国土交通大臣が定める構造方法により接合し、かつ、当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことが国土交通大臣が定める方法によって確かめられた場合は土台を設けなくてよい〔合42条1項3号、平成28年国土交通省告示第690〕。

図表 14



土台と基礎の緊結  
〔合42条2項〕

188 第2章 建築物の安全性を確保するための技術的基準

図表 120

共同住宅の界壁などの防火措置〔令114条〕

用途等	制限	建物の部分	構造	配置・設計等
(1)長屋・共同住宅		各戸の界壁		
(2)学校・病院・診療所・児童福祉施設等・ホテル・旅館・下宿・寄宿舎・マーケット(注1)			防火上主要な間仕切壁(自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。)	○小屋裏・天井裏をすきまなく塞ぐ。 ○界壁などを貫通する建築設備配管は、両側1m以内を不燃化するなど。 ○界壁などを貫通する建築設備ダクトには、防火設備(防火ダンパー、45分間、裏側に炎を出さないもの、煙又は温度上昇により自動閉鎖し、かつ、すき間の生じないもの。その他昭和48年建設省告示第2565号によること。)を設ける。
(3)建築面積が300㎡を超える建物(小屋組木造)(注2)		小屋裏隔壁(桁行間隔12m以内毎)		
(4)延べ面積が各々200㎡を超える建物等の渡り廊下の小屋裏隔壁(桁行>4m)		渡り廊下の小屋裏隔壁		

(注1) 次のいずれかに該当する部分は除く。

- 天井の全部が強化天井である階
- 準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画されている

おかげさまで70年



新日本法規出版

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規 Web で 検索

E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)

# 掲載内容

## 第1章 建築法規を学ぶために

### 第1節 建築法規の歴史

- ① 建築法規の生い立ちとその意義
- ② 日本における建築規制の歴史
- ③ 建築基準法の沿革

### 第2節 建築に関する諸法令のあらまし

- ① 建築物の敷地・構造・設備に関する法令
- ② 特定の用途の建築物に関する法令
- ③ 営業許可に関する法令
- ④ 危険物等の取扱い・貯蔵・処理に関する法令
- ⑤ 建築設備に関する法令
- ⑥ 都市計画・土地利用・環境保全・公害対策などに関する法令
- ⑦ 建築・住宅・開発等の助成に関する法令
- ⑧ 民法その他権利関係の法令

### 第3節 建築法規を理解するための基礎知識

- ① 法令の種類
- ② 法令の形式
- ③ 法令の用語

### 第4節 建築基準法の特色と適用範囲

- ① 建築基準法の特色
- ② 建築基準法の構成と適用範囲
- ③ 技術的基準（実体規定）の適用除外

## 建築物の安全性を確保するための技術的基準（建築基準法における単体規定）

### 第1節 建築物の安全性の確保

- ① 建築物の安全性とは
- ② 特殊建築物における安全性とは
- ③ 基準の表現
- ④ 基準と技術者の態度

### 第2節 建築物と敷地

- ① 敷地の衛生と安全
- ② 災害危険区域及び宅地造成工事規制区域内等の建築

### 第3節 建築物の構造強度

- ① 構造設計の原則
- ② 構造部材等
- ③ 構造細則規定
- ④ 構造計算

### 第4節 建築物の防火と避難施設

- ① 防火・避難計画の考え方
- ② 構造制限と防火区画
- ③ 避難施設等
- ④ 内装制限
- ⑤ 排煙設備
- ⑥ 非常用の照明装置
- ⑦ 非常用の出入口
- ⑧ 非常用エレベーター
- ⑨ 中央管理室
- ⑩ 避雷設備
- ⑪ 地下街と地下道
- ⑫ その他

### 第5節 建築物の環境衛生などとそのための構造・設備

- ① 居室の採光・換気
- ② 居室の天井・床の高さと床の防湿方法
- ③ 火気使用室の換気の基準
- ④ 地階における住宅等の居室
- ⑤ 共同住宅等の遮音構造
- ⑥ 階段の一般構造基準
- ⑦ 空気調和・換気設備
- ⑧ 便所と浄化槽
- ⑨ 給排水設備・その他の配管設備
- ⑩ 冷却塔設備
- ⑪ 昇降機（エレベーター、エスカレーター等）
- ⑫ その他の設備に関する基準
- ⑬ シックハウス対策

### 第6節 簡易構造建築物に対する規制の合理化

- ① 簡易な構造の建築物に対する建築規制の合理化

### 第7節 その他

- ① 独立煙突・鉄塔・記念塔・広告塔・サイロなどの工作物
- ② 展望用エレベーターなどの観光施設及びコースター・メリーゴーラウンド・飛行塔などの遊戯施設
- ③ 工事現場の危害防止
- ④ 建築材料の品質

## 第3章 健全な街造りのための基準（建築基準法における集団規定）

### 第1節 都市の建築物に対する基準

- ① 都市計画と建築
- ② 都市計画法と建築基準法
- ③ 都市計画に関連する他の法令

### 第2節 道路による建築制限

- ① 建築と道路
- ② 道路の定義
- ③ 敷地と道路の関係
- ④ 道路内の建築制限
- ⑤ 壁面線

### 第3節 用途制限

- ① 用途制限の意義
- ② 用途地域の種類と建築制限
- ③ 例外的な建築許可
- ④ 特別用途地区
- ⑤ 特殊な用途の建築物の位置
- ⑥ その他

### 第4節 建築物の面積、高さ及び敷地面積の関係

- ① 容積率
- ② 建蔽率
- ③ 最低敷地面積の制限
- ④ 第一種、第二種低層住居専用地域内の高さの限度と壁面の位置
- ⑤ 道路の幅員による高さの制限（道路斜線制限）
- ⑥ 隣地境界線による高さの制限（隣地斜線制限）
- ⑦ 住居専用系の用途地域内の北側の高さの斜線制限（北側斜線制限）
- ⑧ 斜線制限と同程度の採光等を確保する建築物に係る同制限の適用除外

- ⑨ 日影による中高層建築物の高さの制限
- ⑩ その他

### 第5節 防火地域等

- ① 防火地域制の意義
- ② 防火、準防火地域内の建築制限
- ③ その他
- ④ 特定防災街区整備地区

### 第6節 地区計画等

- ① 地区計画等とは
- ② 地区計画・地区整備計画
- ③ 防災街区整備地区計画・特定建築物地区整備計画・防災街区整備地区整備計画
- ④ 沿道地区計画・沿道地区整備計画
- ⑤ 集落地区計画・集落地区整備計画

### 第7節 その他

- ① 総合的設計による一団地の建築物
- ② 連担建築物設計制度
- ③ 総合設計制度と一団地認定制度の一本化
- ④ 建築協定
- ⑤ 景観地区
- ⑥ 建築物の敷地が区域・地域・地区の内外にわたる場合の措置
- ⑦ 指定工作物

## 第4章 建築物ができてからなくなるまで—必要な手続など—

### 第1節 建築工事が着工されるまで

- ① 設計と建築士制度
- ② 確認申請
- ③ 指定確認検査機関
- ④ 確認審査
- ⑤ 許可申請
- ⑥ その他

### 第2節 建築工事の着工に伴って

- ① 建築工事届
- ② 確認の表示の義務
- ③ 工事現場の危害の防止
- ④ 工事中の特殊建築物等の使用制限
- ⑤ 工事中の安全上の措置等の計画の作成及び届出

### 第3節 工事の中間段階における検査

- ① 中間検査の申請
- ② 中間検査合格証の交付と特定工程後の工程の施工

### 第4節 工事の完了と建築物の使用開始

- ① 完了検査の申請
- ② 検査済証と特殊建築物等の使用制限

### 第5節 建築物の維持管理

- ① 増改築・移転・修繕・模様替
- ② 建築設備の設置
- ③ 用途変更
- ④ 定期的な調査・検査と報告

### 第6節 建築物の除却

- ① 建築物除却届

### 第7節 仮設建築物

## 第5章 用語の定義・法令〔省略〕

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

## 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区渋谷砂土原町2丁目6番地  
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区渋谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2017.2)11671

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。